

飯塚市こどもの権利擁護啓発事業業務委託仕様書

1 委託業務名

飯塚市こどもの権利擁護啓発事業業務委託

2 目的

児童虐待対応件数は毎年増加し続けており、多様化・複雑化する児童虐待問題への対応及び未然防止のための取組がますます重要となってきている。このような中、こどもの命や生活を守るために、こどもが自ら相談する力、SOSを発信する力の育成を図ることを目的に、公立保育所及び認定こども園でこどもワークショップを実施する。併せて、保育士に対して、こどもの権利とこどもの理解、暴力被害や不適切な養育環境又は発達特性を持つこどもの発見や理解、その効果的な対処方法等について研修を実施することで、こどもワークショップの効果を高める。

3 委託期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで

4 業務の対象者

・飯塚市公立保育所及び認定こども園の児童、保育士

5 委託対象経費（最大）

・飯塚市公立保育所及び認定こども園 5園

・保育所及び認定こども園向けワークショップ 合計 390 人程度 28 グループ

菰田保育所（約 114 人） 8 グループ

穂波東保育所（約 80 人） 6 グループ

筑穂保育所（約 59 人） 4 グループ

庄内こども園（約 85 人） 6 グループ

顛田こども園（約 52 人） 4 グループ

・保育士セミナー 合計 103 人程度 5 グループ

菰田保育所（約 25 人） 1 グループ

穂波東保育所（約 21 人） 1 グループ

筑穂保育所（約 18 人） 1 グループ

庄内こども園（約 19 人） 1 グループ

顛田こども園（約 20 人） 1 グループ

- ・事務費（飯塚市公立保育所及び認定こども園）5園
（保育士）5園

6 業務の履行場所

飯塚市公立保育所及び認定こども園

7 業務内容

受託者は、「こどもの権利等啓発事業」ワークショップを実施。

実施に際しての詳細は下表の通り。

項目	詳細
(1) 事業の実施規模	<p>【公立保育所及び認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：原則3～5歳児を対象とし、チーム（15人程度）単位で実施。保育士は保育所単位で実施する。 ・時間：45分×原則連続2日又は30分×原則連続3日 ・実施会場：実施団体が指定する会場 ・講師：受託者が、実施施設に講師を派遣する。
(2) 日程調整	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日時は、実施団体と受託者が双方調整のうえ決定する。
(3) 事前打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・実施前までに、実施団体と受託者双方で打合せを行い、ワークショップを行う際の配慮点等について確認する。
(4) こどもワークショップ等について	<p>こどもワークショップ等は、次の事項を満たした内容とする。</p> <p>【保育所及び認定こども園の児童向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの権利について ・こども対こどものロールプレイ、「いや」という練習 ・様々な状況下での知らない人への対応方法 ・知っている人や大人に嫌な触られ方をしたときの対応方法 ・先生に話すロールプレイ ・相談の実践練習（トークタイム） <p>【保育士向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨 ・児童虐待について ・こどもの権利について

	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力被害や不適切な養育環境または発達特性を持つ児童等の発見や理解、被害児童の心理等 ・上記児童等に対する効果的な対応方法 ・関係機関との連携方法 ・こどものSOSのサイン ・相談があった時に心がけること、受け止め方
(5) 事業の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム内容及び配布資料は、事前に飯塚市と協議を行い、必要に応じて修正を行う。 ・パソコンやプロジェクターなど開催にあたって必要となる物品については、予め実施団体と協議を行う等、当日の運営を円滑に行うことができるよう努める。
(6) 実施報告の時期及び内容	<p>【事業実施報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期：事業実施終了ごとに提出 ・内容：「実施日時」、「実施団体名」、「対象者数」等及びアンケートの集計結果等（任意様式） <p>【ワークショップ報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期：各施設でのプログラム実施後、速やかに提出 ・内容：「児童に関する保育士の意見」、「プログラムにて把握した児童の言動等」、「児童の言動等に対する実施団体との情報共有の内容」等（任意様式）
(7) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・気になるこどもを把握した場合の対応については、その都度実施団体又は飯塚市と協議を行う。 ・記載のない事項については、飯塚市と協議を行い決定する。 ・感染症の拡大や災害等の不測の事態等により、日程や会場変更及び事業中止となる場合がある。

8 支払方法

全ての業務完了後に受注者の正当な請求に基づき、請求書受理後 30 日以内に支払うものとする。

9 遵守事項

- (1) 受託事業者は、本業務にかかる個人情報の取扱いについては、別に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 本業務で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約を終了し、

又は解除された後においても同様とする。

- (3) 受託事業者は、本業務を遂行するうえで、関係諸法令を順守しなければならない。
- (4) 飯塚市こどもの権利等啓発事業業務の実施にあつては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、飯塚市の取り扱いに準じて、障がい者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。
- (5) 暴力団から不当請求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに飯塚市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (6) 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに飯塚市担当者に報告するとともに、所轄の警察に被害届を提出すること。
- (7) 排除対策を講じたにも関わらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに飯塚市担当者と工程に関する協議を行うこと。
- (8) 事業実施の際に、参加者等に対して物品の販売及び売買契約に締結を行ってはならない。
- (9) 事業実施の際に、特定の政治団体及び宗教団体を支援する言動及び勧誘を行ってはならない。